意見書案第 6 号

平成27年度北海道最低賃金改正等について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成27年 6 月26日提出

提出者議員 石 黒 武 美 賛成者議員 豊 岡 義 博 野 尻 清 IJ 花 田 茂 巳 IJ 平 野 義 文 IJ 峯 泰教 IJ 斉 須 正 友 IJ 上田久司 IJ

平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層=ワーキングプア」 の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等でつくる政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をした。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記がなされた。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の 北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1, 000円に到達することができるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申 を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上 げること
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額91 6円)を下回らないよう、適切な水準を確保すること
- 3 最低賃金引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能と する実効ある対策を行うよう国に対し要請すること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年6月日

岩見沢市議会

提出先

北海道労働局長 北海道地方最低賃金審議会会長